

# 改定にあたって盛り込む項目について

事項	項目	平成28年6月30日改定 国指針の概要	令和4年3月改定 国指針の概要及び改正のポイント	神奈川県肝炎対策推進計画(H30~H34)		改定計画(R5~R9)に 盛り込む項目(たたき台)	
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを、指標として設定すること。	○ 国の肝炎対策の全体的な施策目標として、「 <b>肝炎の完全な克服</b> 」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定すること。 ○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、 <b>関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それに応じた取組を推進することが必要である。</b>	項目		項目	
				○基本方針	肝炎対策基本法 肝炎対策基本指針	○基本方針	肝炎対策基本法 肝炎対策基本指針
				○県関連計画	県医療グランドデザイン 県保健医療計画 県がん対策推進計画 県かながわ健康プラン21 県感染症対策計画	○県関連計画	県医療グランドデザイン 県保健医療計画 県がん対策推進計画 県かながわ健康プラン21 県感染症対策計画
				○全体目標	75歳未満の年齢調整死亡率の減少	○全体目標	75歳未満の年齢調整死亡率の減少
				○計画期間	平成30~平成34年度	○計画期間	令和5年度~令和9年度
				○基本的な方向	・肝炎の予防及び正しい知識の普及啓発 ・肝炎ウイルス検査の受検の促進 ・肝炎医療を提供する体制の確保 ・肝炎医療や肝炎対策に携わる人材の育成	○基本的な方向	(別途検討)
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。 ○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、B型肝炎ワクチンの定期接種を推進していくこと。	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。 ○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、B型肝炎ワクチンの定期接種を推進していくこと。 ○ <b>C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進に引き続き取り組むことを追記。</b>	1 肝炎の予防及び正しい知識の普及啓発	・肝炎を予防するための普及啓発 ・B型肝炎ワクチンの定期接種の推進 ・肝炎患者等に対する偏見や差別の防止	<b>C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進に引き続き取り組む。</b>	
				5 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実	・肝炎患者等に対する情報提供 ・肝炎治療医療費助成制度等の実施		
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。 ○ 受検者の利便性に配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。 ○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。 ○ 受検者の利便性に配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。 ○ <b>肝炎ウイルス検査を受けたことがない人等に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組むことを強調。</b> ○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。	2 肝炎ウイルス検査の受検の促進	・ 肝炎ウイルス検査の広報強化 ・ 肝炎ウイルス検査の実施体制 ・ 職域における受検促進	・ 肝炎ウイルス検査の広報強化 ・ 肝炎ウイルス検査の実施体制 ・ 職域における受検促進	

事項	項目	平成28年6月30日改定 国指針の概要	令和4年3月改定 国指針の概要及び改正のポイント	神奈川県肝炎対策推進計画(H30～H34)	改定計画(R5～R9)に盛り込む項目(たたき台)
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	<p>○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。</p> <p>○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。</p> <p>○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。</p>	<p>○ <b>肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られることを追記。</b></p> <p>○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。</p> <p>○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。</p> <p>○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。</p>	<p>3 肝炎医療を提供する体制の確保</p> <p>・肝疾患診療ネットワークの充実・強化 ・検査陽性者のフォローアップ体制 ・肝臓手帳等による周知</p>	<p>・肝疾患診療ネットワークの充実・強化 ・検査陽性者のフォローアップ体制 ・肝臓手帳等による周知</p>
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	<p>○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。</p>	<p>○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。</p> <p>○ <b>地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めることを追記。</b></p>	<p>4 肝炎医療や肝炎対策に携わる人材の育成</p> <p>・医療従事者スキルアップ ・肝炎対策に携わる人材の育成</p>	<p>・医療従事者スキルアップ ・肝炎対策に携わる人材の育成 ・<b>コーディネーターの活動の推進</b></p>
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	<p>○これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。</p>	<p>○これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。</p> <p>○「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう行政研究を進めることを明確化。</p>	(国の役割)	(国の役割)
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	<p>○肝炎医療に係る最新の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。</p>	<p>○肝炎医療に係る最新の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変、<b>肝がんを含むがん</b>の治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。</p>	(国の役割)	(国の役割)

事項	項目	平成28年6月30日改定 国指針の概要	令和4年3月改定 国指針の概要及び改正のポイント	神奈川県肝炎対策推進計画(H30～H34)	改定計画(R5～R9)に盛り込む項目(たたき台)
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	<p>○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。</p>	<p>○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。</p> <p>○ <u>国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進方策を検討し、肝炎患者等の人権の尊重に向けた取組を進めること明確化。</u></p>	<p>1～4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット等を活用した広報活動の充実</li> <li>・若年層を対象とした普及啓発の実施</li> <li>・医療従事者等への情報提供と啓発</li> <li>・職域における普及啓発の実施</li> <li>・妊婦健康診査の受診勧奨</li> <li>・肝炎医療コーディネーターの活用による普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット等を活用した広報活動の充実</li> <li>・若年層を対象とした普及啓発の実施</li> <li>・医療従事者等への情報提供と啓発</li> <li>・職域における普及啓発の実施</li> <li>・妊婦健康診査の受診勧奨</li> <li>・肝炎医療コーディネーターの活用による普及啓発</li> </ul>
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	<p>○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。</p> <p>○ 肝硬変・肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、検討を進めること。</p> <p>○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身に付け、適切な対応に努めること。</p> <p>○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画、目標の設定を図るよう促すこと。</p> <p>○ 今後、各主体の取組について定期的に調査及び評価を行い、必要に応じ指針の見直しを行うこと。また、肝炎対策推進協議会に対し、取組の状況について定期的な報告を行うこと。</p>	<p>○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。</p> <p>○ 肝硬変・肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、検討を進めること。</p> <p>○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身に付け、適切な対応に努めること。</p> <p>○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画、目標の設定を図るよう促すこと。</p> <p>○ 今後、各主体の取組について定期的に調査及び評価を行い、必要に応じ指針の見直しを行うこと。また、肝炎対策推進協議会に対し、取組の状況について定期的な報告を行うこと。</p>	<p>5 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援</li> <li>・肝炎患者等に対する情報提供等</li> <li>・肝炎治療医療費助成制度等の実施</li> </ul> <p>長期的な全体目標を達成するための、個別目標を設定</p> <p>県計画の進捗状況をPDCAサイクルにより検証する体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援</li> <li>・肝炎患者等に対する情報提供等</li> <li>・肝炎治療医療費助成制度等の実施</li> </ul> <p>長期的な全体目標を達成するための、個別目標を設定</p> <p>県計画の進捗状況をPDCAサイクルにより検証する体制</p>

